



藤健福第1-1250号  
平成22年3月26日

地域生活支援事業サービス提供事業者 様

藤井寺市福祉事務所長



地域生活支援事業の適切なサービス提供について（通知）

平素は本市障害福祉行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、利用者に対して別途通知しているところではありますが、平成22年4月より、移動支援事業、日中一時支援事業、生活支援事業の利用者負担額が、非課税世帯においても無料になります。つきましては受給者証をご確認の上、請求の際はご注意ください。あわせて平成22年4月より、下記のとおり事業の取扱いを変更いたしますので、通知いたします。

記

- ・ 地域生活支援事業の受給者証を原則として自動更新とさせていただきます。児童が18歳を迎える場合、所得状況が変化した場合、支給量を変更したい場合、藤井寺市が申請を求めた場合のみ、利用者の申請が必要となります。ただし、居宅介護等の障害福祉サービスの受給者証は従来どおり申請が必要となります。
- ・ 利用者負担額管理票について、複数事業所を利用している利用者に対してのみ交付いたします。一事業所のみを利用されている方の利用者負担額の管理については、従来どおりサービス提供実績記録表の利用者負担額の欄で管理してください。
- ・ 受給者証の様式を改定いたしました。ただし、従前の受給者証も有効期間内は有効です。

以上

〒583-8583

藤井寺市岡1-1-1 藤井寺市役所

電話番号：072-939-1106

FAX番号：072-952-9503

担 当：健康福祉部福祉課